

令和8年度 第1回 横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会 会議録

1 日 時 令和8年4月17日（金）13時27分から15時34分まで

2 場 所 横浜市役所 18階会議室（さくら14）

3 出席者 上野 正也 委員、大野 幸子 委員、佐々木 岳 委員、関谷 裕子 委員

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事内容

議題	1 委員長の選出 2 定足数の確認について 3 委員会の公開・非公開について 4 議題1：横浜市市民文化会館第1期指定管理者選定スケジュールについて 5 議題2：指定管理者公募関係資料について 6 その他
議事・ 委員意見等	1 委員長の選出 委員の互選により、大野委員を委員長に選出した。 2 定足数の確認 委員数4名のうち4名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。 3 本委員会の公開・非公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条及び横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会運営要綱第9条に基づき、「議題1：横浜市市民文化会館第1期指定管理者選定スケジュールについて」及び「議題2：指定管理者公募関係資料について」の審議については、会議を非公開とした。 4 議題1：横浜市市民文化会館第1期指定管理者選定スケジュールについて 事務局から選定スケジュールについて説明、承認された。 5 議題2：指定管理者公募関係資料について 事務局から公募関係資料（公募要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目等）の説明を行い、委員の意見交換を行った。採点方法と最低基準点を確認・決定した。 【主な委員意見及び事務局回答】 （以下「・」は委員、「⇒」は横浜市）

(1) 公募要項

- ・「選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること」とあるが、学校法人が応募した場合、所属する大学教授が選定評価委員であることは欠格事項に該当するのか。

⇒所属する大学教授が「経営または運営に直接関与している」と判断されるかは個別の判断となるため、そのようなケースが発生した場合は、指定管理者制度の所管部署とも連携しながら確認する

- ・指定管理料には、修繕等の補修費の経費が含まれるが、どの程度修繕が必要であるかは、現地説明会等において応募者が確認していくことになるのか。

⇒そのとおり。

(2) 業務の基準

- ・様式23の「5年間の収支及び収支バランス」の欄外に「自主事業収支」と「管理許可により行う事業費収支」があるが、自主事業（A型）と自主事業（B型）を分けて記載するという理解でよいか。

⇒適切な記載方法について確認し、報告する。

- ・自主事業と指定管理業務は別会計とする一方で、「収益の一部を施設運営等、市に還元することも可能」と記載されている。収益の一部を還元して備品購入を行った場合は、指定管理業務の簿外扱いということになるのか。

⇒会計処理上での取り扱いについて確認し、報告する。

- ・評価基準項目の「6(2)本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」の項目は、どのように評価すればよいか。

⇒応募団体からの評価基準加点項目に係る申出書に基づき事務局で内容を確認し、採点表に点数が記載された状態で委員へ送付する。

- ・評価基準項目の「6(4)自主事業の実施」について配点がマイナス10点からプラス10点になっているが、どのような場合にマイナス評価となるのか。

⇒今回の自主事業の追加は、横浜市全体のガイドライン改正によるものであるが、文化施設では元から同様の取り組みを行っている傾向があることから、自主事業ばかりに注力して、本来の指定管理業務が疎かになってしまわないかという懸念がある。そのため、本来業務を圧迫しているようなケースが見られた場合は減点対象とする形でマイナス評価を設定している。ただし、委員の判断で必要ないということであれば、マイナス評価をなくすことも可能である。

- ・「提案がない場合は、0点」としているのであれば、マイナス評価は不要ではないか。応募者にとってマイナス評価はリスクとなり得るため、自主事業の提案の障害となる。他の委員はどうか。

- ・マイナス評価があると自主事業を提案しづらいと考える。使命1から5に基づいて行う事業も、指定管理業務ではあるが自主事業に近いと、応募者にとってどのような提案をすればよいか判断に迷うだろう。そのため、マイナス評価があると提案しないという判断する可能性が高い。一方で、事業が過剰にならないかという市が危惧している理由も理解できるため、甲乙つけがたい。

	・ マイナス評価も加えたい市の趣旨は理解できるが、恐らく応募者にはその意図は伝わらないだろうと考える。なので、マイナス評価をなくして加点のみとする方が親切ではないか。 ・ 同様にマイナス評価のある「(3) 当期の管理運営の実績」のように減点対象を明確に示すやり方も考えられる。 ⇒ 応募者にも分かりやすい形で詳細な説明を加えたうえでマイナス評価を残すか、そもそもマイナス評価は不要という委員の意見が出ているが、最終的な判断としてどうするか。 ・ 「(4) 自主事業の実施」の評価は提案がなければ必須ではないが、「(3) 当期の管理運営の実績」の評価は必須という理解でよいか。 ⇒ そのとおり。「(3) 当期の管理運営の実績」について、当期の指定管理者が応募した場合は評価必須となる。 ・ そのような評価をするのであれば、「(4) 自主事業の実施」はマイナス評価をしない方が提案しやすいと考える。例えば、受験等の試験問題において、配点マイナス10からプラス10の問題が出題されたときのことを考えれば、ほとんどの人がその問題に回答しないという選択をすることが予見される。そのため、提案しやすくするという視点でいえば、マイナス評価はない方がよいといえる。 ⇒ ゼロからプラス10の加点のみに修正する。 ・ 「5 (1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用」の項目に、「市民文化会館3施設の連携による利点を生かした提案内容か。」とあるが、3館連携の評価については、本項目のみで行うものか。 ⇒ 3館連携については、施設が連携することで相乗効果生まれ、新たな取り組みに期待する点と管理上の効率化による経費削減等に期待する点の2つが大きいと考える。これらについて本項目のみで評価することは難しいことから、該当する他の項目においても評価することは差し支えない。 ・ 3館一体での提案になるということは、運営の難易度がこれまでと比較して高くなるという認識なのか。そうであれば、配点を高くすることも考えられると思う。 ⇒ 3館連携によって事業の相乗効果や効率化が生まれるという意味では、複数館を運営するプラスの要素が出てくると判断しているため、難易度が上がり、応募しづらくなることはないと考えている。 ・ 館長の配置については、各館に置くことを想定しているのか。 ⇒ そのとおり。 ・ 3館を統括するような責任者を設置する等も可能なのか。 ⇒ 可能である。そのような体制づくりも含めて応募者の提案と考えている。 ・ 各使命を達成するために行う事業と自主事業の区別が分かりづらいが、これまで実施していた事業は全て指定管理業務として実施することになるのか。 ⇒ 基本的にはそう考えている。 ・ これまで実施していないもので、施設の目的に合致している。しかしながら指定管理料を流用できないと考えると自主事業の提案は非常に難しい。 ⇒ 自主事業（A型）は、各施設が実施している事業と近いと言える。明確に区別することが難しいが、事業計画書の提出を受けて内容を協議していくこ
--	---

	とになる。自主事業（B型）では、例えば、指定管理業務とは関係ない物販等を行うことで、文化施設に普段訪れない客層が来る機会の創出になるかもしれないが、初めて導入された制度なのでどうなるかは不透明な部分が多い。 ・自主事業（B型）は施設の設置目的外の事業となるのであれば、実施しない方がよいという考え方もあるのではないかな。 ⇒文化芸術とは関係ない事業で、例えばキッチンカーを呼んで集客する等によって施設の魅力向上に繋げ、新しい客層にアプローチするという考え方もあるが、線引きが難しい。 ・自主事業の収支は、指定管理業務の収支とは区別するとあるが、自主事業を実施するために専属のスタッフを雇った場合、その人件費を自主事業の売上げで賄えなければ、提案として成立しなくなる。 ⇒そのとおり。 ・助成金等を指定管理者が自ら活用して、指定管理業務以外の分野を充実させていくということであればイメージはできる。 ・キッチンカーの場合、事業者から一定の収入を得るということは自主事業として認められるという認識でよいか。 ⇒そのとおり。 ・自主事業の提案をするための様式27-2「自主事業計画書」があるが、A型かB型かについて記載する欄がないので記載欄を設けてほしい。 ⇒様式を修正する。 ・当初提案になかった自主事業について、事業を実施していく中で新たに創出することはあり得るか。 ⇒あり得る。市と協議のうえ、新たに実施することは可能である。 ・自主事業の収支は市民文化会館の施設のみで区切る考え方でよいか。もし、大規模なイベントを企画し、多数の会場で実施するうちの1会場ということであれば、他の会場の収支も入れてしまうと、よく分からなくなってしまうだろう。 ⇒そのとおり。 ⇒自主事業については、指定管理業務の営業時間外に実施する形態もあり得る。 ・例えば、年末年始にニューイヤーコンサートを実施する場合は、自主事業になるという理解でよいか。 ⇒提案の仕方次第になる。条例で定める営業時間外についても、市と協議することで指定管理業務として実施することは可能である。 (3) 提案課題及び評価項目 ・様式23「5年間の収支及び収支バランス」について、事務経費の内訳として「本部分」と「当該施設分」に分かれている。「本部分」については、本社等の経費を指していることは想像できるが、「当該施設分」が何を指しているものなのか。 ⇒本様式については、市全体のひな形のものを使用しているため、確認して改めて回答する。
--	---

	・様式23「5年間の収支及び収支バランス」について、収入の部に「印刷代」とあるが、これはこういった収入を想定しているのか。 ⇒よくある事例として、施設に設置されているコピー機の使用料収入としている。 ・様式16－2等に記載されている「業務の基準で設定している指標」について、目標値を提案時に低くしてしまえば、評価時に目標を達成して高評価になると思うが、目標値の基準になる資料を応募者は確認することができるのか。 ⇒例えば、公募要項5ページに利用率等を掲載している。応募者は、この数値を参考として目標値を設定することになるが、実績と比較して低い目標値を設定のうえで提案してきたのであれば、目標値の根拠を面接審査の際に確認する方法がある。 ・定性指標の「利用者の状況についての満足度の分析」について、アンケートを実施すること自体が目的になってはいけなないので、何に満足したのかが分かるように、その満足の要因を調査するように表現を変更したい。「満足度要因の分析」ではどうか。 ⇒そのとおりに修正する。 ・評価項目のうち、「3 事業の企画・実施」は100点と配点が非常に高くなっているので市が本項目を重要視していることが分かるが、他にも市として重要と考えている項目はあるか。 ⇒応募団体の財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があるとしている。これは、指定管理業務としての事業の継続性も重要視しているからである。 ・様式18－2の定量指標「子どもをターゲットとした事業の実施回数及び子どもの参加者数」について、学校プログラム以外の子どもの体験機会の創出を意図したものか。 ⇒そのとおり。学校プログラムは業務の基準で設定している必ず実施するものである。市の中期計画においても、子どもの体験機会の創出は非常に重要視している。 ・定性指標について文言が不明確なものが多いので修正したい。様式16-2「利用者の状況についての満足度の分析」は、「貸館利用者からの評価に対する分析」とする。様式17-2「各事業の参加者の声の分析」は、「各事業の参加者からの評価に対する分析」とする。様式18-2「子どもたちや学校の満足度の分析」は、「子どもたちや学校からの評価に対する分析」とする。 ⇒そのとおりに修正する。 (4) 管理業務等に関する資料（業務の基準 別添資料） ⇒審議した資料の他にも施設、設備の維持や保守管理等に係る資料及び管理・運営実績等に関する資料を公表するが、これらの資料作成については事務局一任で問題ないか。 ・問題ない。
--	--

	6 その他 特になし。
審議結果	公募要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目について、各委員の意見を踏まえ、委員長と調整を行ったうえで確定する。確定した公募関係書類は、各委員に送付するとともに本市ウェブサイト上で公表を行う。 また、議事録については委員長確認後に確定のうえ、公表する。